

要求書

- 一 後來之支給會費ヲ全上廢スルコト
- 二 給料月二十三回セシメ支給スルコト
- 三 維持料參照會費セシメ支給スルコト
- 四 集金會費一部ニ付一銭之額ヲ支給スルコト
- 五 増減ニ對シテ自由スルコト
- 六 紙取給料自檢會セシメ支給スルコト
- 七 定數ニ基キ集金會費ニ付一銭ニ付二十銭ヲ支給スルコト他ニ減紙一部ニ付一銭ニ付二十銭ヲ負擔スルコト
- 八 給料日ハ十日ニ付支給スルコト
- 九 折込料ハ主任配當員ノ於テ半々ニスルコト但シ流動一箇ニ付一枚以外ハ集金會費ニ付一枚ニスルコト
- 十 議會ノ際ハ配當員ニ相讓ノ上決定スルコト

4.11.19  
875

勞組第二七六三號

昭和四年十一月十二日  
警視廳 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏  
社會局長 官藏  
京都大阪神奈川各府縣知事 殿

東京日々新聞社比立橋出張所従業員ノ紛議ニ關スル件

い昔會社待遇改善要求ヲ爲シテ生原所主任ハ之ヲ拒絶シ主謀者一名ヲ解雇セリ  
い全國新聞労働組合ハ日々新聞社ヲ目標トシ爭議計畫中ナリトノ見解アリ  
ルヲ以テ動靜特ニ注意中

府下渋谷町中通一ノ三所在東京日々新聞比立橋出張所